 **身体障がい者(児) 巡回相談のお知らせ**

問 健康福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線 127)

肢体不自由の補装具費の新規支給、再支給、修理の要否判定、処方および適合判定を行います。なお、**今回から相談を希望する場合は、事前に健康福祉課へ予約が必要となります。**

- 電動車椅子、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置については相談のみで、判定は行いません。
- 補聴器などの要否判定および診察、身体障害者手帳の診断書の作成は行いません。
- 会場には障がい者ご本人が必ず来場してください。

▶ **会場** シーメイト (志免町志免451-1)

▶ **日時** 8月24日(水)
受付 9時30分～11時
12時30分～14時
診察開始時間 10時

※12時～13時の間は診察を行いません。なお、予約人数が20人以下の場合は、午前中で終了します。

▶ **持参するもの**

- 印鑑・身体障害者手帳
- 前回支給の補装具 (再支給の場合)
- 修理が必要な装具 (修理の場合)

 **シニア起業塾を開催します**

問 地域振興課 ☎ 932-1438(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線216)

起業を考えているシニアをはじめとした幅広い世代の人を応援するために、起業塾を開催いたします。専門家や起業家を招き、開業に必要なノウハウを紹介します。


▶ **対象** 創業を目指す人、創業して間もない人 (シニア以外の人も歓迎です)

▶ **日時**
第1回
(1日目)8月27日(土) 9時45分～17時30分
交流会18時～ ※希望者のみ

(2日目)9月 3日(土) 10時～17時

第2回
(1日目)10月1日(土) 9時45分～17時30分
交流会18時～ ※希望者のみ
(2日目)10月8日(土) 10時～17時
※第1回、第2回の重複受講可

個別相談会 10月9日(日)

 **下水道 水がいからの守り神 ～2016 下水道展～**

問 上下水道課 ☎ 932-1445(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線266)

毎年9月10日は「下水道の日」です。福岡県と須恵町を含む多々良川流域関連6町では、安全で快適な住環境を実現し、河川などの水質汚濁を防止するために、必要不可欠な公共施設である下水道について、理解と関心を深めていただくことを目的に下水道展を開催します。

皆さんお誘いあわせの上、多数のご来場をお待ちしています。

▶ **日時** 9月11日(日) 9時30分～12時30分

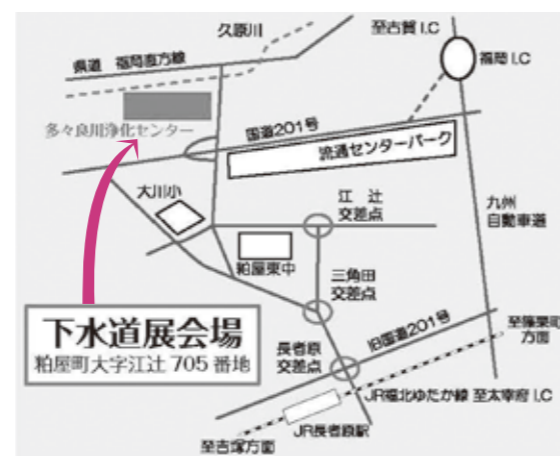
▶ **場所** 多々良川浄化センター (粕屋町大字江辻705)

▶ **内容** 下水処理場施設見学、お楽しみコーナー (ポップコーン、スタンプラリー、ボールすくい、アメすくい など)
※飲み物のサービスは限られていますので、水筒などを各自でご持参ください。

▶ **その他**

- 小学生以下のお子さんは、必ず保護者同伴でお越しください。
- 悪天候の場合は、開催を中止することがありますのでご了承ください。

問 多々良川浄化センター ☎939-3413




多々良川浄化センター位置図

▶ **場所**
第1回 志免町立町民センター(志免町志免中央1の2の1)
第2回および個別相談会 福岡県中小企業振興センター(福岡市博多区吉塚本町9の15)

▶ **受講料** 無料 ▶ **定員** 各回30人(先着順)

▶ **申込先** 須恵町商工会 ☎932-6700

 **児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届をお忘れなく**

問 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線 273)

現況届は、前年の所得状況と8月1日の養育状況を確認するために必要です。提出がなければ、8月分以降の手当の支給が一時差止となりますので、ご注意ください。


▶ **児童扶養手当を受けている人**

現況届の受付期間
8月1日(月)～31日(水)

▶ **特別児童扶養手当を受けている人**

所得状況届の受付期間
8月12日(金)～9月12日(月)

- 該当する人には、7月末～8月初めに必要書類などを記載した申請案内を、ご自宅宛てに郵送します。
- 現況届・所得状況届の用紙は、子ども教育課に備え付けています。申請に必要な書類をご準備の上、手続きにお越しください。

 **子ども支援オフィス (粕屋オフィス) オープン**

問 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線 273)

困りごとを抱えている子育て世帯を支援するため、6月1日(水)に「子ども支援オフィス(粕屋オフィス)」を開設しました。

困りごとや不安を抱えている人は、まずは相談窓口までお電話ください。相談支援員があなたと一緒にどのような支援が必要かを考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら支援を行います。

▶ **対象者**

須恵町にお住まいで、生活に困っている子育て世帯の人

▶ **事務所所在地**


粕屋町若宮1の3の6 安河内ビル1階

▶ **相談受付時間**

9時30分～17時30分
月曜～土曜 (祝日も開所。土曜は電話相談のみ。)
※相談支援員が出向く出張相談も承ります。(予約制)

▶ **ご相談・問い合わせ先**

子ども支援オフィス(粕屋オフィス)
☎938-1205

 **スギ・ヒノキ林を長期間手入れできずお困りの森林所有者の人へ**

問 地域振興課 ☎ 932-1438(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線 216)

福岡県では、荒廃した森林を再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、平成20年4月から「森林環境税」を導入しました。

須恵町では、この森林環境税を活用した「荒廃森林再生事業」に取り組み、間伐などの森林の整備を実施しています。

スギ・ヒノキ林を長期間手入れできず、お困りの森林所有者は、地域振興課までご相談ください。

▶ **対象となる森林**

- 次の①・②の両方に該当する森林
- ① おおむね15年以上手入れがされていないスギ・ヒノキ林
 - ② 下層植生(下草など)や表土流出の状況から、荒廃した森林と判断される森林

▶ **整備内容** 間伐、除伐など

▶ **実施主体** 森林の調査や間伐などの工事は、町が委託した事業者が行います。(森林所有者が作業をする必要はありません。)

▶ **整備費用**

町が全額負担します。
(森林所有者の費用負担はありません)
※事業を実施する際は、町と森林所有者が協定を締結する必要があります。



 **平成28年 社会生活基本調査実施のお知らせ**

問 まちづくり課 ☎ 932-1153(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線 347)

総務省統計局と福岡県が、10月20日を基準日として社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民の生活時間の配分や自由時間における主な活動について調査し、各種行政施策のための基礎資料を得るものです。

8月下旬から、調査員が調査地域の世帯に伺いますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、福岡県調査統計課までご連絡ください。

問 福岡県調査統計課 ☎643-3188